

被災したご自宅の修理には 最大 717,000 円の補助金が出ます

(「準半壊」の場合は最大 348,000 円)

■対象の方

令和 6 年台風 10 号での、り災証明により

「準半壊」「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」と認定されたご自宅の所有者
※全壊の場合でも、修理することにより、居住が可能になる場合は対象となります

■対象箇所

<外観>

・外壁 ・屋根 ・窓 ・玄関

<室内>

・内壁 ・床 ・扉

<設備>

・キッチン ・トイレ ・浴槽 ・給湯器

※日常生活に必要不可欠で災害により破損した箇所に限定されます。

■提出書類一覧

左記書類入手先

- | | |
|---|--------|
| ☒ 住宅応急修理申込書 | (住宅課) |
| ☒ 資力に関する申出書 | (住宅課) |
| ☒ り災証明書 | (課税課) |
| ☒ 住宅応急修理見積書 | (指定業者) |
| ☒ 工事前状況写真 | (指定業者) |

※見積については、住宅課が配布する指定業者リストより業者を選定後、依頼してください。

3 ステップで申込！

ステップ 1

提出書類の入手
見積の作成依頼

ステップ 2

提出書類に必要
事項を記入

ステップ 3

住宅課へ提出



お問い合わせは 大垣市役所 都市計画部 住宅課相談窓口へ

TEL : (0584) 47-8184